

立法令 1998 年 10 月 20 日第 368 号

1997 年 3 月 15 日付法律第 59 号第 11 条の規定による文化財及び

文化活動省の設置

官報刊行 1998 年 10 月 26 日第 250 号

共和国大統領は、

憲法の第 76 条及び第 87 条参照。

共和国大統領令 1975 年 12 月 3 日第 805 号参照。

立法令 1993 年 2 月 3 日第 29 条参照。

法律 1995 年 3 月 30 日第 203 号による改正で変更された法令 1995 年 3 月 29 日第 97 号参照。

立法令 1998 年 3 月 31 日第 112 号参照。

州及び地方団体に対する機能且つ役割の提供について、公共の行政改革及び行政の簡素化について、政府による委託を基にした法律 1997 年 3 月 15 日第 59 号、並びに省の廃止且つ統合の再編成によって、内閣及び首相の制度を合理化する為に政府に委託された、特に第 11 条第 1 項 a 号参照。

文化財及び環境財に関する省により、並びに首相の興行省及び競技組織と関係をもつ当局によって、行使された法的行為としての機能の取り決めを得る為に、文化財及び文化活動の分野における国の行政組織の再編成について着手されるべきと判断される。

1998 年 7 月 31 日の会議で採択された、閣議の予備の決定を参照。

法律 1997 年 3 月 15 日第 59 号の第 5 条に従って制定された、二院制の議会の委員会の為に定められた見解が示される。

1998 年 10 月 16 日の会議で採択された、閣議の決定を参照。

文化財及び環境財に関する大臣及び内閣の首相の発議に従って、国庫省、予算・経済企画省、並びに公共財政及び州の業務に関する大臣と協力して、興行又は競技について委任される。

次に続く立法令を公布する。

第1条【文化財及び文化活動省の設立】

1.憲法の第9条及びヨーロッパ共同体の制定の為の協定の第128条で指示された目的の箇所を用いて、連続して称された省の、文化財及び文化活動省が設立される。内閣は立法令1998年3月31日第112号、並びに文化財及び環境財の保護、管理及び有効利用について、並びに活動の促進について、現行令の規定で想定されたものによって、処置を講じる。こうした機能の行使において、内閣が計画作成の方式に、州及び地方団体、公共の行政、民間、並びに自発的な組織との協力を支援するといった特権を与える。文化財及び環境財の最大限の利用の為に、文化活動のより広範囲にわたる促進の為に、事業は、異なる領域の分野及び異なる部門に関連した多元主義的且つ調和のとれた発展を保証する。

2.現行令の為に、立法令1998年3月31日第112号の第148条にある裁決を有効にする。

第2条【内閣の権限】

1.内閣により帰属されるもの。

- a) 文化財及び環境財に関する内閣に属する権限は、特別な規約による州、自治県、並びに現行の法律に従った地方団体の、法的権限について保護する。
- b) 法律1995年5月30日第203号、並びに立法令1998年3月31日第112号の第156条及び第157条にあるものより、改正で変更された、法令1995年3月29日第97号の第2条に従った首相に属した興行、競技、及び競技の開催に関連した権限

2.内閣は、特に、次に続く内容についての国の行政の機能を行使する。

- a) 文化財及び環境財の保護、管理及び有効利用
- b) とりわけ演劇活動、音楽活動、映画活動、舞踏、並びに興行及び旅芸能を含む他の形式の興行、写真、他の彫塑及び造型、工業意匠に関する催し物全てにおける文化活動の促進
- c) 文化的に高い価値がある書籍、書簡、及び出版活動の促進。図書目録業務及び国家司書の進展
- d) 計画案、並びに所轄の行政当局との合意を経た、文化活動に指定された建築学上重要な価値の事業の設計を含む、都市計画学上の、及び建築学上の文化の促進
- e) 研究、調査、新考案及び専門家に関するもの、さらには文化機関の活動の支え

による他の養成

- f) 国外でのイタリアの芸術及び文化の普及は、国外の業務及び同じものとの協定において内閣の権限を保護する
- g) 競技の信任の為のイタリア・オリンピック委員会及び機関に対する監督

3.内閣により移動させられるもの

- h) 文化財及び環境財に関する内閣の局
- i) 興行省、競技組織に関連する局、競技開催部局、首相のもとにあるもの全て

4.第 11 条 2 項及び 3 項で想定されたものを存続するのを中止する時は、財産、財政の資産及び移動させられた行政当局によりゆだねられた職員は内閣に決定権が属される。第 3 項 b)にある文化財及び環境財、並びに首相における、省及び局についての大員は廃止される。

第 3 条【大臣】

1.文化財及び文化活動の大員は次のように称される。「大員」は内閣の政治・行政局の運営機構であり、方針、目的及び計画を定め、並びに達成した結果との符合を確認する。大員は経済計画閣僚会議で成立される。

2.方針がある機能の行使に関しては、第 4 条にある議会、法律 1996 年 12 月 23 日第 650 号により改正で変更された法令 1996 年 10 月 23 日第 545 号の第 1 条第 67 項にある興行の問題に関する委員会、並びに内閣の書記長によって運営された立法令 1998 年 3 月 31 日第 112 号の第 154 条にある委員会代表者会議に、大員の鑑定機構を制定する。

3.大員はさらに立法令 1998 年 3 月 31 日第 112 号の第 155 条にある委員会の発議に基づいて、第 4 条にある会議での文化財の分野に関する助成の最終計画を承認する。計画は同様の手続きを用いて毎年改訂される。

4.大員にあっては、1992 年 3 月 17 日付官報第 64 号で発行された 1992 年 3 月 5 日付けの文化財及び環境財に関する大臣令による芸術遺産機関の保護の為の憲兵命令に、責任をもつ。大員にあっては、さらに国内の管理の公益事業に責任をもつ。

第4条【文化財及び環境財に関する議会並びに科学技術の委員会】

1.文化財及び環境財に関する議会は次のように称される。「議会」は大臣により運営され、並びに第3項にある科学技術委員会代表者、及び1997年8月28日付立法令第281号の第8条1項にある統合された会議での任命に基づいた四名を含む、大臣により選ばれた文化について優れた重要な八名、さらに1977年7月22日付共和国大統領令第721号で想定された条項を用いて選出された内閣の職員の代表者三名により構成される。議会は代表者代理で構成された者の中から過半数で選出し、国内の規則を採用する。

2.議会の構成員は四年間在職し、且つ一度だけ再任されることができる。これは民法第2195条で想定された活動を行使することができず、行政官でもなく、或いは同様の活動を行使された団体である行政の議会に参加することもできない。さらにこれは内閣との職業上の協力関係を成立させることができず、他の公共及び民間の団体と議会の法的権限に関連したものにおいて成立させることができない。

3.第6条2項にある局の下で、第2項にある規定を適用したものに対して、八名の専門家によって各々構成された鑑定機能のある科学技術委員会の法的権限の内容に関して作用する。人数及び委員会の構成員は、第11条1項にある措置を用いて制定される。

4.議会及び科学技術委員会に対してそれぞれ文化財及び環境財に関する国民会議について、並びに1975年12月3日付共和国大統領令第805号の第3条及び第8条に従った分野の委員会について、属した法的行為が負わされる。

5.議会及び科学技術委員会の設立まで、文化財及び環境財に関する国民会議並びに1975年12月3日付共和国大統領令第805号の第3条及び第7条にある分野の委員会に作用する為に継続する。

6.法律1998年8月23日代第400号の第17条第2項に従った採択による規則については、議会及び科学技術委員会の機能且つ役割、さらには興行の問題に関する委員会との相互作用の形をした関係が、再決定されることができる。

第5条【書記長】

1.書記長は大臣のもとに直接属したものに作用する。行政業務の調和を保証する。第 3 条にある方針及び計画の丹念に作り上げることについての予審の為の処置を講じる。内閣の局及び活動の調整について、内閣の能力及び効率を監視し、並びにそのことを大臣に定期的に伝える。第 3 条 2 項にある議会及び委員会の会合に参加する。

2.書記長は、第 11 条 1 項にある措置を用いて特定された局を介して、行政の全般的な部局の管理に留意する。

3.書記長の任務は、1993 年 2 月 3 日付立法令第 29 号の第 19 条 3 項に従って与えられる。

第 6 条【内閣の機構】

1.内閣は、政治運営及び行政管理の区別、組織の地方分権及び自治権、手続きの簡素化及び能率化、これらの原則によって編成される。

2.内閣は次に続く分野における法的権限を用いて、全般的に運営された十局程度のものについて整然と陳述する。考古学上の財産、民俗民族人類学上の財産、建築学上の財産、歴史及び芸術上の財産、音楽上の財産、現代芸術及び現代建築、景観上の財産、書籍財産、文化的に高い価値の出版業、文化機関、古文書財産、興行の活動、第 2 条第 2 項 g) で想定されたものに関する競技に関連したもの、一般的且つ個人的な業務。局についての特定及び制度は第 11 条 1 項にある措置を用いて制定される。領域に基づいて内閣は、国の文書館において、第 7 条にある州の文化財を保護する局に関して、1975 年 12 月 3 日付共和国大統領令第 805 号の第 30 条 1 項 a・b・c・d 号にある文化財を保護する局に関して、順序だてて述べる。さらに内閣により国立公共図書館が組織され、同様に第 8 条に従って独立して設置された博物館・美術館も組織される。

3.国立中央文書館、ヴィットリオ・エマヌエル二世(Vittorio Emanuele)の国会図書館、並びに 1975 年 12 月 3 日付共和国大統領令第 805 号の第 12 条、第 17 条、第 23 条、第 24 条、第 27 条、及び第 29 条にある機関に関連した法規に、効力の発生は存続している。

4.内閣の下で、文書、調査及び研究、新技術の適用についての目録作成並びに養成に関する処分の裁決の任務の為に、文書に関する中央機関が設立される。機関の編成及び機能は、第 11 条第 1 項にある措置を用いて規律に従わされる。同様の措置に対して、第 3 項

にある組織及び機関を再編成されることができ、公共行政及び民間による研究、調査、実験及び資料による裏付け、科学技術の鑑定、法規を丹念に作り上げること並びに所属する分野に関しての方法論の処分の役割の発展に関する特別な機関を設立されることができる。

第7条【州の文化財保護官】

1. 1997年7月3日付官報第153号による追加制度の為に発行された1997年6月8日付内閣首相令の表A、の箇所にある史跡・美術の為の文化財を保護する局がある。法律制度をもったそれぞれの州において、並びにフリウリ・ヴェネツィア・ジュリア (Friuli-VeneziaGiulia) 特別自治州及びサルデーニャ (Sardegna) 自治州において、文化財及び環境財に関する州の文化財保護官の追加任務の大臣令を用いて、州の総督に事前の通達が与えられる。

2. 州の文化財保護官は、1975年12月3日付共和国大統領令第805号の第30条1項a・b・c号にある州において作用した文化財を保護する局の活動を調整する。この目的の為に次のものに措置を講じる。

- a) 文化財を保護する局の指示に基づいて優先的に特定され、第3条3項にある計画の目的の為に得られた提案を明確に表現される、通常の経費及び例外的な経費の助成の計画作成に関するもの
- b) 中央機構に報告される大臣の方針の実行並びに助成及び計画された経費の監査に関するもの
- c) 文化財を保護する局がもつ機能の必要性の分析及び人類の資源の最高の成果をもつ供給に関するもの

3. 州の文化財保護官は、1939年6月1日付法律第1089号の第3条及び第5条並びに1977年7月24日付共和国大統領令第616号の第82条2項a号にある権限の行使についての提案を、管轄権のある文化財を保護する局と見なされた中央機構に明確に表現し、並びに1939年6月1日付法律第1089号の第31条にある機能の行使の為にそれぞれ有益な要素を指摘する。

4. 州の文化財保護官は、それが属する分野の大臣の任命に基づく1998年3月31日付立法令第112号の第154条にある委員会で編成される。

5. 第1項にある任務の進行中の時期に関しては、1993年2月3日付立法令第29号の第

24 条 2 項にある経済的な処置を州の文化財保護官に対して負わされる。州の文化財保護官の任務は、1993 年 2 月 3 日付立法令第 29 号の第 19 条 6 項にある必要条件をもった個人に対し、限定された期間で契約を持つ任務の 5%の制限内において与えられることができる。

第 8 条【文化財を保護する局及び独立した管理】

1. 第 11 条第 1 項にある措置に関して、1975 年 12 月 3 日付共和国大統領令第 805 号の第 30 条 1 項 a・b・c 号にある文化財を保護する局は、並外れた考古学上の重要な価値、歴史上の重要な価値、芸術上の重要な価値及び建築上の重要な価値をもったきわだった財産の全体に対して法的権限がおよぶ場合、技術的、財政的、組織的及び帳簿、これらの独立性がある文化財を保護する局に変えさせられることができる。それぞれの措置については、既に独立性をもつ文化財を保護する局の一覧表に添えられる。

2. 独立性をもつ文化財を保護する局の為の指導者に関しては、第 7 条 5 項で想定された経済的な処置に従う。

第 9 条【養成と研究の為の教育】

1. 次に続く機関の下で、優れた養成及び研究の教育を行う。

修復の中央機関

非常に固い石の製作所

古書保存法に関する中央機関

2. 第 1 項にある機関は養成課程及び専門課程を編成し、さらに大学並びに他の機関並びにイタリア及び外国の企業の協力を用いて、こうした団体及び企業の企画に順に参加し貢献することができる。

3. 入学の必要条件及び教える職員の選抜処分といった教育課程の制度は、大臣令を用いた 1988 年 8 月 23 日付法律第 400 号の第 17 条 3 項に従って、公共の機能に関する首相-省との取り決め並びに国庫省及び予算・経済企画省との取り決めを、採択した内閣の規則を用いて制定される。大臣令に関しては、既に設立された教育から分離した科を設立されることことができる。

4.第3項にある条項を用いて採択された規則に関しては、1963年9月30日付共和国大統領令第1409号の第14条にある教育の再編成について措置を講じる。

第10条【協定及び連帯手続】

1.内閣はその機能のより有効な行使の為に、そして特に文化財及び環境財の有効利用について次のことができる。

- a) 公共行政及び民間主体との協定を締結すること
- b) 協会、財団若しくは団体に対して、選出又は関与すること

2.協会、財団若しくは団体の遺産について、内閣は依託された文化財の利用の為に提供についても関与することができる。協会、財団若しくは団体の制定された決議及び規約は、完済又は解消の場合には、大臣のもとに利用する為に提供された文化財は、この最後の利用状態に戻すという、措置を講じなければならない。

3.大臣は第1項に従って採択された決議に関する内容を、毎年議会に提出する。

第11条【暫定措置及び最終措置】

1.内閣の局の規定及び組織的な資金の構成は、1988年8月23日付法律第400号の第17条4項ノ2に従って制定される。

2.第1項にある措置の効力が発生された日付まで、局の構成に関する法規を、及び第2条3項にある移動された行政当局に関して制定された機能に関連したものを、適用する為に続けられる。財産及び作業の個々の報告書の管理は、現行令の効力が発生された日付において、及びいずれにせよ第1項にある措置の効力が発生された日付より一年を越えない間、権限のある機構を発展する為に続けられる。

3.第2条3項b号にある職員は、団体協約で制定された条項及び処置を用いた連続した再統合について、同じ日付より二年間の発効期間の間、現行令で効力が発生された日付の享受をもって、経済的な処置及び補助的な処置を保護する。

4. 1988年8月23日付法律第400号に従って配属された職員は、選択されたものを除き、首相の役割を用いた存続に関して、現行令の効力が発生された日付から三ヶ月の期限以内に大臣の役割を用いて移動させられる。

第12条【廃止】

1. 現行令と相いれない全法律の規定は廃止される。

2. 立法措置及び規則に含まれる、文化財及び環境財に関する内閣並びに大臣という定義は、文化財及び文化活動に関する内閣並びに大臣という定義と差し換えられる。